

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 情報提供・相談支援部会設置要領

(設置)

第1条 拠点病院で実施されている情報提供および相談支援体制の機能強化と質的な向上を図ることを目的とする。また、各都道府県や地域単位での取り組みを支援するため、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の下部機関として、情報提供・相談支援部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次の事項について、情報を共有・検討する。

- (1) 都道府県、施設単位で行われている情報提供・相談支援の取り組みに関する現状把握と分析、情報共有に関すること。
- (2) 情報提供や相談支援体制の機能強化や質的向上を果たす上で必要となる全国、地域レベルで整備すべき体制とサポート要件の整理
- (3) 現場のみでは解決が難しい施策・制度面の改善等の必要事項の整理と（連絡協議会を通じて発信することを想定した）提言に向けた素案の作成

(組織)

第3条 部会は、部会長、および部会委員を持って組織する。

- 2 部会長は、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報提供部長をもって充て、部会を統括する。
- 3 部会委員は、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会参加施設の情報提供・相談支援の責任者またはそれに準ずる者、および情報提供・相談支援部門における実務者、さらに都道府県拠点病院以外の施設にがん診療連携協議会の情報提供・相談支援部会の責任者がいる場合にはその部会の代表者とする。
- 4 部会委員は、前項に該当する都道府県がん診療連携拠点病院からの推薦者をもって、部会長が承認する。
- 5 部会委員の任期については、選任の日から2年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(ワーキンググループ)

第4条 部会長は、部会の円滑な運営を図るために、必要と認めるときは部会にワーキンググループを設け、グループ長及びグループ委員を指名することができる。

- 2 ワーキンググループは、グループ長及びグループ委員を指名することができる。

- 3 グループ長は、ワーキンググループを主宰する。
- 4 グループ長は、検討した結果を部会に報告し、了承を得る。

(会議)

- 第5条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 2 ワーキンググループは、必要に応じグループ長が招集する。
 - 3 部会長及びグループ長は、必要に応じて検討事項に関する者に部会、及びワーキンググループへの出席を求め、意見を聴取することができる。

(旅費および謝金)

- 第6条 部会出席にかかる委員の旅費は各委員の所属する機関の負担とする。

(事務局)

- 第7条 部会の事務局は、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報提供部とする。

(その他)

- 第8条 この要領に定めのない事項については、部会長が定める。

附則

(施行期日)

- 本要領は、平成24年11月27日より施行する。